

報道提供資料

平成31年3月29日



貝塚市

都市政策部 広報交流課

広報広聴担当：五十嵐・中川

TEL:072-433-7231

FAX:072-433-7233

災害廃棄物等の処理に関する基本協定の締結について

貝塚市地域防災計画では、津波被害の影響が想定される「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、一般廃棄物扱いとなる災害廃棄物が大量に発生すると見込んでいます。

岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、大栄環境ホールディングス株式会社の4者は3月27日、「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を締結しました。

具体的には、岸和田市域及び貝塚市域において地震、風水害や不測の事態により大量の災害廃棄物が発生し、岸和田市貝塚市クリーンセンターで処理が困難となった災害廃棄物等を速やかに処理するための支援として、仮置場の管理、災害廃棄物等の撤去、積込、収集運搬、中間処理、最終処分を大栄環境ホールディングス株式会社に行っていただくというものです。

問合せ先 廃棄物対策課

TEL072-433-7009

担当：亀井、小島